

第15回 大井川水利流量調整協議会 出席者名簿

資料-1

日時: 令和4年11月30日(水)午後2時から

会場: 大井神社宮美殿(静岡県島田市大井町2316)

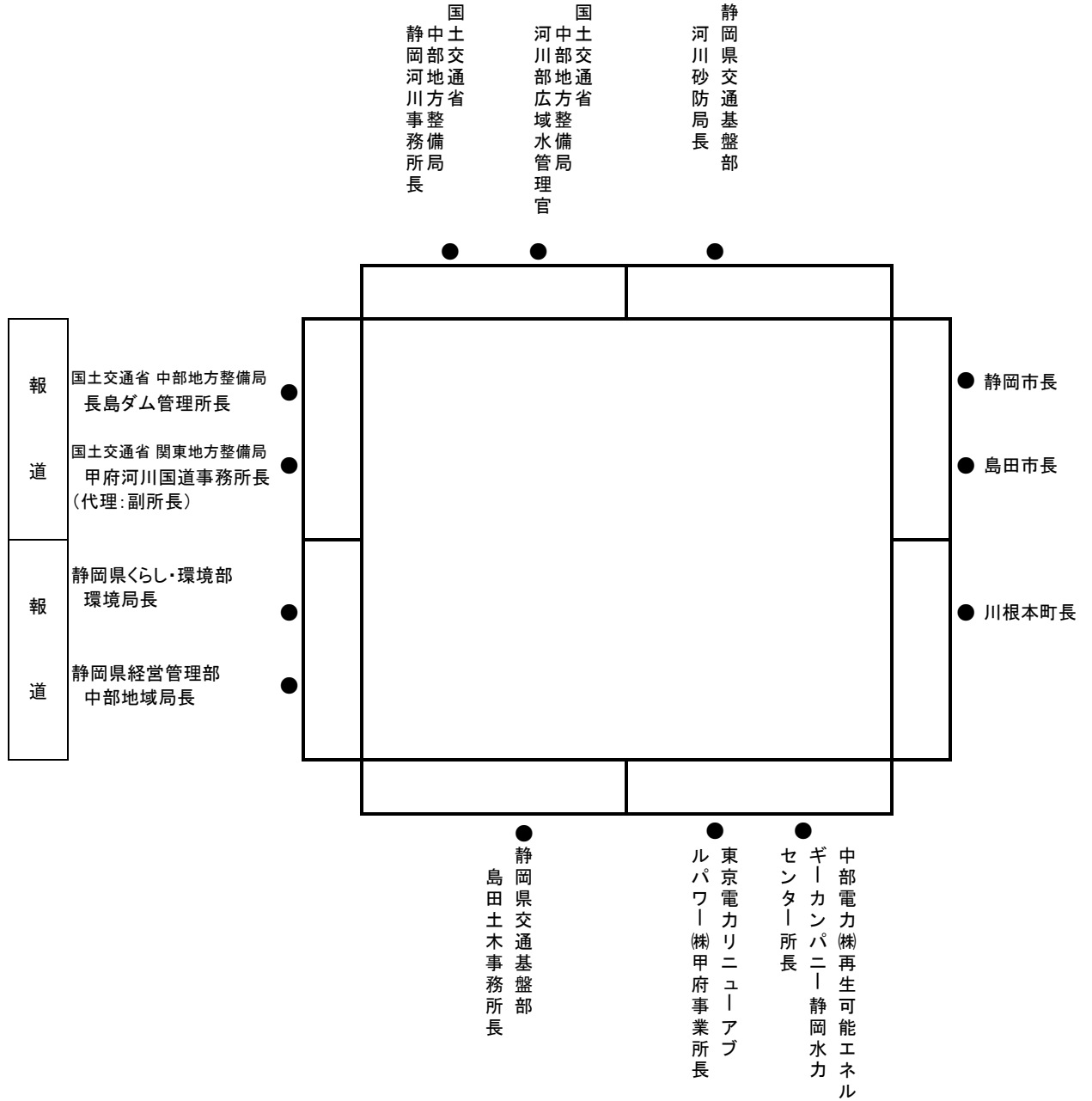
団体名	職名	氏名	備考
国土交通省 中部地方整備局	河川部広域水管理官	鈴木 明	
	静岡河川事務所長	立松 明憲	
	長島ダム管理所長	松村 昭洋	
国土交通省 関東地方整備局	甲府河川国道事務所長	留守 洋平	(代理)副所長 阿部 昌幸
静岡県	交通基盤部河川砂防局長	望月 嘉徳	会長
	経営管理部中部地域局長	鈴木 史朗	
	くらし・環境部環境局長	杉本 昌一	
	交通基盤部島田土木事務所長	天野 重男	
静岡市	静岡市長	田辺 信宏	
島田市	島田市長	染谷 絹代	
川根本町	川根本町長	藺田 靖邦	
東京電力リニュー アブルパワー(株)	甲府事業所長	稲葉 真志	
中部電力(株) 再生可能エネ ルギーカンパニー	静岡水力センター所長	藤井 誠	

第15回 大井川水利流量調整協議会 座席配置図

資料-1

日時：令和4年11月30日(水)午後2時から

場所：大井神社宮美殿(静岡県島田市大井町2316)



出入口

事務局	
事務局	随行者
事務局	随行者
事務局	随行者
傍聴席	

随行者	
随行者	
随行者	
傍聴席	

大井川水利流量調整協議会 設立趣意

東京電力株式会社田代川第二発電所は、平成17年12月31日をもって水利権の許可期限を迎える。同発電所は、現在、許可の条件には大井川田代ダムから下流への放流量に関する定めがなく常時下流への放流がない状況にあるが、期間更新時にあってはダム下流への河川放流量を確保すべきものとされているところである。

大井川の流況については、昭和51年の同発電所の期間更新をはじめとして、昭和63年、平成元年と中部電力株式会社の各発電所の期間更新時において一定の改善措置が図られてきたところである。

平成17年の同発電所の期間更新時においても、こうした経緯を踏まえ、大井川流域の地域の事情等を十分勘案のうえ、必要な河川流量が確保されるよう措置することが求められている。そこで、同発電所の期間更新に際し、田代ダムからの適切な河川放流量の確保について調整するため、流域自治体、発電事業者、河川管理者等により大井川水利流量調整協議会を設立するものである。

平成15年2月6日

大井川水利流量調整協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大井川水利流量調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大井川における田代川第二発電所の水利権の期間更新が円滑になされるよう関係機関による調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議するものとする。

- (1) 田代川第二発電所の水利権の期間更新時に設定される水利流量に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表の委員の欄に掲げるものによって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は静岡県交通基盤部河川砂防局長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表の幹事の欄に掲げるものによって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課長をもってあてる。
- 5 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し、必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局に置く。
- 3 事務局の運営に関し、必要な事項は、幹事長が定める。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年2月6日から施行する。

この規約は、平成18年1月1日から施行する。（別表の山梨県委員・幹事を削除）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。
 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
 この規約は、平成26年7月1日から施行する。
 この規約は、平成27年5月1日から施行する。
 この規約は、平成27年9月1日から施行する。
 この規約は、平成30年11月1日から施行する。

別表

大井川水利流量調整協議会 組織

委 員	幹 事
中部地方整備局河川部地域河川調整官	中部地方整備局河川部水政課長
静岡河川事務所長	河川環境課長
長島ダム管理所長	静岡河川事務所副所長
静岡県交通基盤部河川砂防局長	長島ダム管理所専門官
危機管理部中部地域局長	静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課長
くらし・環境部環境局長	河川企画課長
島田土木事務所長	危機管理部中部地域局次長
静岡市長	くらし・環境部環境局水利用課長
島田市長	島田土木事務所次長（技術）
川根本町長	静岡市企画局企画課長
東京電力ホールディングス(株)	島田市市長戦略部戦略推進課長
リニューアブルパワー・カンパニー	川根本町くらし環境課長
早川事業所長	東京電力ホールディングス(株)
中部電力(株)再生可能エネルギー事業部	リニューアブルパワー・カンパニー
静岡水力センター所長	甲府事業所水利・業務グループマネージャー
関東地方整備局甲府河川国道事務所長	早川事業所土木保守グループマネージャー
	中部電力(株)再生可能エネルギー事業部
	静岡水力センター業務課長
	業務課スタッフ副長
	関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長

大井川水利流量調整協議会 開催経過

目 標		種 別		主 旨	備 考
年	月	協議会	幹事会		
田代川第二発電所の水利権の期間更新が円滑になされるよう、関係機関による調整を行う。					
15	2	第1回		・趣意、規約等の確認	平成15年2月6日(水)13:30～ 静岡県庁別館9階 第1特別会議室
	9		第1回	・現地視察 ・大井川、富士川の水利用の現状認識 ・発電ガイドラインの共通認識	現地視察)平成15年9月16～17日 幹事会)9月17日(水)14:30～ 島田土木事務所 4階会議室
	11		第2回	・田代ダム維持流量調査結果の説明 ・地元の見解・要望聴取	平成15年11月17日(月)14:00～ 静岡県男女共同参画センター 5階502会議室
16	1	第2回		・幹事会(第1回・第2回)協議内容 ・発電ガイドラインの説明 ・田代ダム維持流量調査結果の説明	平成16年1月19日(月)13:30～ 静岡県庁別館9階 第2特別会議室
	8		第3回	・第2回協議会での課題と対応 ・維持流量調整に伴う課題①地元要望、②発電影響	平成16年8月25日(水)14:00～ 静岡県庁別館2階 第1会議室AB
	10	第3回		・第2回協議会での課題と対応 ・維持流量調整に関する意見について	平成16年10月8日(金)14:00～ 静岡県庁別館20階 第1会議室
	12		第4回	・第3回協議会での課題と対応 ・協議会の進め方について ・地元意見(流量必要箇所の要望)について	平成16年12月15日(水)14:00～ 静岡県男女共同参画センター 5階502会議室
17	1	第4回		・第3回協議会での課題と対応 ・流量必要箇所について ・地元意見について	平成17年1月26日(水)14:00～ 静岡県庁西館4階 第1会議室
	3		第5回	・第4回協議会での課題 ・地元要望への対応について	平成17年3月1日(火)14:00～ 静岡県男女共同参画センター 5階502会議室
		第5回		・地元提案放流による田代ダム下流流況の変化 ・第4回協議会での課題と対応	平成17年3月30日(水)15:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間
	5		第6回	・第5回協議会での課題と対応 ・今後の進め方について	平成17年5月13日(金)15:00～ 静岡市職員会館 3階第1会議室
	6	第6回		・第5回協議会での課題と対応 ・今後の進め方について	平成17年6月1日(水)14:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間
	8		第7回	・第6回協議会での課題と対応 ・今後の進め方について	平成17年8月22日(水)14:00～ 静岡県男女共同参画センター 5階第3会議室
	9		第8回	・地元要望の流量算定についての検討 ・田代ダムの河川維持流量(案)の提案に向けて	平成17年9月7日(水)9:30～ 静岡県庁別館20階 第1会議室C
		第7回		・第6回協議会での課題と対応 ・地元要望項目の調査結果について	平成17年9月16日(金)10:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間
	10		第9回	・第7回協議会での課題と対応 ・事務局算定流量に対する東京電力の考え方について	平成17年10月18日(火)14:00～ 静岡県庁別館8階 第1会議室C
		第8回		・第7回協議会での課題と対応 ・事務局算定流量に対する東京電力の考え方について	平成17年10月25日(金)14:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間
	11		第10回	・第8回協議会での課題について ・東京電力の放流量の再提案について	平成17年11月2日(水)14:30～ 静岡県男女共同参画センター 5階第3会議室
			第9回	・第8回協議会での課題について ・東京電力の放流量の再提案について	平成17年11月8日(金)10:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間
		第11回	・第9回協議会での課題と対応について ・今後の進め方について	平成17年11月17日(木)10:00～ 静岡県男女共同参画センター 5階第3会議室	
第10回			・第9回協議会での課題と対応について ・今後の進め方について (田代ダム河川維持流量等の合意)	水利権更新 平成17年11月28日(月)15:30～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間	
12		第12回	・田代ダム河川維持流量の流下策について ・協議会規約について	平成17年12月16日(金)14:00～ 静岡県男女共同参画センター 2階大会議室	
	第11回		・田代ダム河川維持流量の流下策について ・協議会規約について	平成17年12月27日(火)14:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間	
18	1	第13回	・田代ダム河川維持流量の流下策の地元要望と対応 ・田代ダム河川維持流量の流下情報の提供について	平成18年1月31日(火)14:00～ 静岡県男女共同参画センター 4階第1研修室	
	2	第14回	・田代ダム河川維持流量の流下策について ・田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法・組織について	平成18年2月24日(金)10:00～ 静岡県産業経済会館 3階大会議室	
	3	第15回		・田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法・組織について ・第12回協議会の議事について	平成18年3月17日(金)10:00～ 静岡県男女共同参画センター 2階大会議室
第12回			・田代ダム河川維持流量の流下策について ・河川維持流量等の流量データの情報共有について ・田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法と組織について	平成18年3月30日(水)15:00～ 島田市大井神社宮美殿 新館2階ほほえみの間	
19	3	第16回	・田代ダム河川維持流量の流下策について ・平成18年度モニタリング調査結果について	平成19年3月29日(木)13:30～ 静岡県男女共同参画センター 4階第2会議室	
20	3	第17回	・田代ダム河川維持流量の放流状況について ・平成19年度モニタリング調査結果について	平成20年3月25日(火)13:30～ 静岡県男女共同参画センター 5階第505会議室	
21	3	第18回	・田代ダム河川維持流量の放流状況について ・平成20年度モニタリング調査結果について	平成21年3月23日(月)14:30～ 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ1202会議室	
22	3	第19回	・田代ダム河川維持流量の放流状況について ・平成21年度モニタリング調査結果について	平成22年3月24日(水)10:00～ 静岡商工会議所 401会議室	
23	12	第20回	・田代ダム河川維持流量の放流状況について ・平成22年度モニタリング調査結果についてと、5か年のまとめについて ・今後の進め方について	平成23年12月9日(金)10:30～ 静岡県産業経済会館 第1会議室	
24	2	第13回	・田代ダム河川維持流量の放流状況について ・平成22年度モニタリング調査結果についてと、5か年のまとめについて ・今後の進め方について	平成24年2月22日(水)10:30～ 静岡県産業経済会館 第1会議室	
25	3	第21回	・田代ダム河川維持流量の放流状況について ・水利権更新に向けた取り組み	平成25年3月18日(月)10:30～ 静岡県庁別館20階 第1会議室A	

開催年月		種 別		主 旨	備 考
年	月	協議会	幹事会		
27	5		第22回	・田代川第二発電所の水利権期間更新について	平成27年5月26日(火)13:30～ 静岡県庁別館8階 第1会議室A・B
	9		第23回	・田代川第二発電所の水利権期間更新について (冬場の発電施設維持に必要な流量の検証について)	平成27年9月8日(火)13:30～ 静岡県庁別館7階 第4会議室B・C
27	9	第14回		・田代川第二発電所の水利権期間更新について (冬場の発電施設維持に必要な流量の検証について) 水利権更新	平成27年9月24日(木)10:30～ 静岡県庁別館8階 第1会議室A・B
30	11		第24回	・冬場の発電施設維持に必要な流量の検証について	平成30年11月28日(水)14:00～ 静岡県庁別館2階 第1会議室C
4	9		第25回	・冬場の発電施設維持に必要な流量の検証について	令和4年9月21日(水)14:00～ 静岡県庁別館8階 第1会議室A、B
4	11		第26回	・冬場の発電施設維持に必要な流量の検証について	令和4年11月10日(木)13:30～ 静岡県庁別館7階 第2会議室A

大井川水利流量調整協議会の開催経過

平成15年2月6日 第1回協議会（設立会議）

次の事項について審議し、承認された。

- (1) 設立趣意書
- (2) 規約
- (3) 今後のスケジュール

平成15年9月16、17日 第1回幹事会

大井川の水利用、発電等の現状を把握するため、現地視察及び幹事会を行った。

- 現地視察（9月16、17日）
大井川水系の水利用、発電の現状等を視察した。
- 幹事会（9月17日）
 - (1) 開催スケジュール（案）
 - (2) 大井川及び富士川流域の概要
 - (3) 大井川及び富士川流域の水利用の概要
 - (4) 大井川及び富士川流域の発電概要
 - (5) 発電ガイドラインの内容と実施状況

平成15年11月17日 第2回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダムの維持流量調査結果の報告
- (2) 地元市町の意見・要望
- (3) 下流利水者の意見
- (4) 大井川及び富士川流域の発電概要
- (5) 発電ガイドラインの内容と実施状況

平成16年1月19日 第2回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第1回幹事会、第2回幹事会の協議内容の報告
- (2) 発電ガイドラインについて
- (3) 田代川第二発電所の概要と維持流量調査結果の報告
 - ・東京電力から、発電ガイドラインに基づく維持流量の調査結果として、魚類、景観、水質から0.101m³/s必要との報告があった。
 - ・調査結果は、ガイドラインルールに従った客観的な調査結果であり、東京電力としての提案ではない。
- (4) 下流利水者の意見
 - ・田代ダム水利権更新時に義務放流量が設定されることには異論はない。
 - ・田代ダム下流の流況が改善され下流利水がより安定化することを望む。
- (5) 意見交換
 - ・静岡市を除く1市4町は、4.99m³/s全量の河川への放流を要望

- ・時代の変化に応じてガイドラインも見直されるべきではないか（金谷町）
 - ・水利権の更新期間（30年）の見直しが必要。過去の水利権更新時の資料提示と大井川から早川水系に分水された水の利用状況の説明を求める。（中川根町） など
- (6) 今後の進め方について
幹事会を3回前後、協議会を1～2回開催し、維持流量、流下方策等について平成17年6月までに合意形成を目指す。

平成16年8月25日 第3回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第2回協議会の課題と対応について
- (3) 維持流量調整に伴う課題について（①地元要望、②発電影響）
- (4) 意見交換

平成16年10月8日 第3回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第2回協議会の課題と対応について
 - ・大井川下流域の河川流量について
 - ・田代川第二発電所の水利権の経緯について
 - ・田代ダム取水量の富士川水系での利用状況について
 - ・ガイドラインを超える許可の事例について
- (3) 維持流量調整に関する意見について
 - ア 水力発電の特長と田代川第二発電所の発電実態について
 - イ 2市4町からの意見
 - ・本来、大井川に流れるべき流水を大井川に戻し、流域の流況、環境の改善が図られることを望む。（川根町）
 - ・塩郷堰堤の比流量0.5m³/sが流況改善の最低限のベースと考える。大井川から早川へ流域変更されている特殊性を考慮すべきである。（中川根町）
 - ・水量のこともあるが、濁水の問題の改善を求める。健康、環境を大事にする河の運用が大切であり、川遊びができる大井川を望む。（本川根町）
 - ・田代ダムからの放流量を中下流の流況改善に結び付けるための検討を中部電力に要望する。（金谷町）
 - ・水利権更新期間の大幅な短縮を要望する。（島田市）
 - ウ 電力会社からの意見
 - ・CO₂を排出しない水力発電は地球温暖化防止の面で環境に貢献している。発電ガイドラインに基づく河川維持流量を基本に考えている。どの時期にどれだけの放流が必要であるのか、具体的な議論が行われることを望む。（東京電力）
 - ・中下流の流況改善に関しては、田代ダムの集水面積を含め、ガイドラインを上回るレベルの義務放流を既に実施している。利害調整が必要な下流利水者への安定供給の努力義務を負っており、田代ダムの放流量が決まらなければ具体的な検討もできない。（中部電力）
- (4) 意見交換

- ・今後、数値での合意点を見出すように検討していく。

平成16年12月15日 第4回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第3回協議会の課題と対応について
- (3) 協議会の進め方について
- (4) 発電ガイドラインにおける河川維持流量の確保について
- (5) 地元意見（流量必要箇所の要望）について
- (6) 下流利水者の意見について
- (7) 質疑応答・その他

平成17年1月26日 第4回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第3回協議会の課題と対応について
 - ・日軽金アルミ地金の生産量の推移について
- (3) 大井川の流況について
- (4) 河川利用からの流量必用箇所について
 - ・流域各市町から、河川利用からの流量必要箇所の説明
 - ・大井川景観アンケート調査の実施結果の説明
- (5) 地元意見について
 - ・中川根町長：「大井川の清流を守る研究協議会」の会長として地元を代表し、以下の地元意見（具体的提案）の発言があった。
 - ①季節による調整（3/20 から 12/5 まで 2.07m³/s の放流）
 - ②通年にわたる流量の確保（田代地点で概ね 0.5m³/s の流量を通年確保）
 - ③許可後の継続的協議と許可期間の短縮（河川環境改善効果を検証するための期間の設定と許可期限の短縮）
 - ・東京電力：夏期 2.07m³/s、通年 0.5m³/s の放流は発電への影響が甚大であり、渇水時には発電できなくなる可能性があり大変心配である。水力発電はクリーンかつ無期限に利用できるエネルギーのためガイドラインに沿った運用を望む。期間更新後の継続的な協議の続行については、維持放流の効果を検証するためにも当然であり、同意できる。地元意見について検討することを約束する。
- (6) 下流利水者の意見
 - ・田代ダム下流の流況が現状より改善され下流利水がより安定することを望む。なお、田代ダムの義務放流量が決定された時点で下流利水への影響を資料で示してほしい。
 - ・大井川筋の総合開発における下流利水者と中部電力、静岡県との利水上の覚書が今後も履行されることを望む。

（事務局回答）

下流利水への影響については、下流利水に影響を与えない範囲で調整を図り、田代ダム放流量を決定していきたい。下流利水への影響については、別の協議会での対応となる。
- (7) 意見交換（まとめ）

- ・次回協議会で東京電力から地元意見に対する検討結果を示してもらおう。
- ・今後具体的な数字が出た時点で中部電力に下流への流し方の検討をしてもらう。

平成 17 年 3 月 1 日 第 5 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第 4 回協議会の課題について
- (3) 地元要望への対応について
- (4) 質疑応答・その他

平成 17 年 3 月 30 日 第 5 回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 地元提案放流による田代ダム下流流況の変化について
- (3) 第 4 回協議会の課題と対応について
 - ・地元要望への対応と必要流量調査箇所について
 - ・地元意見に対する回答について
- (4) 意見交換（まとめ）

東京電力株式会社及び事務局に対して以下の検討を行うこととした。

- ① 前回の地元提案に対して東京電力全体での影響について検討すること
- ② 前回の地元提案に対して回答を行うこと
- ③ 河川利用及び景観からの必要流量を算定すること

平成 17 年 5 月 13 日 第 6 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第 5 回協議会の課題と対応について
- (3) 今後の進め方について
- (4) 質疑応答・その他

平成 17 年 6 月 1 日 第 6 回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第 5 回協議会の課題と対応について
 - ① 地元提案に対する東京電力全体での影響について
 - ・東京電力全体に対する大井川の水を使った年間発電量の割合は 0.1%（東京電力）
 - ② 地元提案に対する回答について
 - ・地元提案は発電への影響が大きく受け入れられない。東京電力では調査結果として 0.1m³/s を提示しており、具体的な根拠をもとに放流量を議論したい。（東京電力）
 - ③ 地元要望項目（河川利用）の調査状況について
 - 河川利用から流量が必要な調査箇所を提示。次回に調査結果を回答したい。（事務局）
- (3) 今後の進め方について

地元提案を一時事務局で預かり、以下の方法で維持流量を協議していくことを提案した。

- ① 河川利用、魚類、景観などの地元要望項目を考慮して維持流量を協議する。
 - ② 大井川全川を対象として協議する。
 - ③ 維持流量の協議は幹事会等で十分行う。
- (4) 意見交換（まとめ）
- ・流域変更に伴う影響（減水区間）は下流までであると認識している。（静岡河川）
 - ・減水区間について新たな見解をいただいたと思っている。事務局提案については社に持ち帰って検討の上、回答したい。（東京電力）
 - ・地元提案を事務局預かりとすること及び事務局提案については、今後、大井川の清流を守る研究協議会に諮り、回答したい。（中川根町）

平成 17 年 8 月 22 日 第 7 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第 6 回協議会の課題と対応について
 - ① 事務局提案に対する回答について（中川根町、東京電力）
中川根町、東京電力(株)が事務局提案を了解するとの回答があった。
 - ② 地元要望項目の調査結果について（事務局）
- (3) 今後の進め方について
維持流量の協議を作業部会で行うこととした。
- (4) 質疑応答・その他

平成 17 年 9 月 7 日 第 8 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 作業部会での質疑応答について
- (2) 地元要望の流量算定への質問に対する回答について（事務局）
- (3) 田代ダム維持流量（案）の提案に向けて（地元市町、東京電力）
- (4) 第 7 回協議会の議事について
- (5) 質疑応答・その他

平成 17 年 9 月 16 日 第 7 回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 大井川水利流量調整協議会の開催経緯について
- (2) 第 6 回協議会の課題と対応について
 - ① 事務局提案に対する回答について
平成 17 年 8 月 22 日に開催した幹事会において、中川根町・東京電力から事務局提案を了解するとの回答があり、この結果について事務局が各委員に文書により通知したことを説明した。
 - ② 地元要望項目の調査結果について
議事(3)により説明
- (3) 地元要望項目の調査結果について（事務局）
大井川全川を対象に、河川利用、魚類の生息、景観に必要な流量を算定し、田代ダム地点に

換算した必要流量を次のとおり期別に提示した。

- 1～2月：0.8m³/s（駿遠橋での景観から必要）
- 3～4月：1.0m³/s（富士見橋下流でのウグイの産卵から必要）
- 5～10月：2.0m³/s（塩郷堰堤下流での河川利用から必要）
- 11～12月：1.1m³/s（大鉄橋梁付近でのアユの産卵から必要）

(4) 質疑応答・その他

- ・事務局の算定流量は大井川の本来あるべき姿であり、総体的にはこの案で議論を進めたい。（中川根町）
- ・事務局は大井川に常に何m³/sの水があるかを基本に算定しており、渇水期に何m³/s放流する必要があるかを決めている当社とプロセスが異なる。流域面積比を乗じて田代地点の流量を出す方法は知見がなく、河川利用に対する検討は当社ではやっていない。（東京電力）
- ・事務局算定を基本に、今後幹事会等で十分協議した上で、次回協議会において数字を示したい。（東京電力）

平成17年10月18日 第9回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第7回協議会の課題について（事務局）
- (2) 発電ガイドラインにおける河川維持流量について（国土交通省）
- (3) 事務局算定流量に対する東京電力の考え方について（東京電力）
- (4) 質疑応答・その他

平成17年10月25日 第8回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第7回協議会の課題について（事務局）
- (2) 発電ガイドラインにおける河川維持流量について（国土交通省）
- (3) 事務局算定流量に対する東京電力の考え方について（東京電力）

東京電力から、夏場の河川環境の改善と冬場の発電公益を考慮して、次のとおり放流量案が提示された。

- 11～4月：0.10m³/s（発電設備の保持から決定）
- 5～8月：1.26m³/s（木賊堰堤下流でのウグイから必要）
- 9～10月：1.08m³/s（大鉄橋梁付近でのアユから必要）

(4) 質疑応答・その他

- ・年間を通じて特に魚類の生息に必要な流量は確保すべきである。（川根本町）
- ・事務局案の魚類、景観、河川利用で検討してほしい。（川根町）
- ・冬場の発電設備の凍結対策を弾力的に考えて水を流す姿勢を見せてほしい。（島田市）
- ・発電のための最低の流量を確保し、それ以外を流すという考え方もある。（静岡河川）
- ・地元の意見等を真摯に受け止め、流量を再考することを検討したい。（東京電力）

平成17年11月2日 第10回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第8回協議会の課題について（事務局）

- (2) 東京電力の放流量の再提案について(東京電力)
- (3) 質疑応答・その他

平成17年11月8日 第9回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第8回協議会の課題について(事務局)
- (2) 東京電力の放流量の再提案について(東京電力)

東京電力から、魚類の生態系を考慮して次のとおり放流量の再提案があった。

12/6～3/19: 0.43m³/s (大鉄橋梁・富士見橋下流でのカマキリの移動から必要)

ただし、まず0.1m³/sを放流して、次に河川流量が1.62m³/sを超える場合に0.43m³/sまで放流する。

3/20～4/30: 0.98m³/s (富士見橋下流でのウグイの産卵から必要)

5/1～8/31: 1.49m³/s (千石大橋付近でのウグイの産卵から必要)

9/1～12/5: 1.08m³/s (大鉄橋梁付近でのアユの産卵から必要)
- (3) 質疑応答・その他
 - ・冬場の0.5m³/sが重い意味を持っており、地元としてどう対応していくか持ち帰って検討したい。(川根本町)
 - ・冬場の0.5m³/sを確保してほしい。(川根町)
 - ・許可期間の更新は川の環境改善という視点でお互いに協議するため、期限を切って考えるべきである。(川根本町)
 - ・更新期間の短縮については、社に持ち帰って検討する。(東京電力)

平成17年11月17日 第11回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第9回協議会の課題と対応(状況)について(事務局、川根本町、東京電力)
- (2) 今後の進め方について(事務局)
- (3) 質疑応答・その他

平成17年11月28日 第10回協議会

次の事項について、協議等を行った。

- (1) 第9回協議会の課題と対応について

田代川第二発電所の河川維持流量及び許可期間について次のとおり合意した。

 - ① 河川維持流量を次のとおりとする。

12/6～3/19: 0.43m³/s (大鉄橋梁・富士見橋下流でのカマキリの移動)

ただし、河川流量が0.1m³/sを超える場合に限り1.62m³/sの範囲内で発電取水ができるものとする。

3/20～4/30: 0.98m³/s (富士見橋下流でのウグイの産卵)

5/1～8/31: 1.49m³/s (千石大橋付近でのウグイの産卵)

9/1～12/5: 1.08m³/s (大鉄橋梁付近でのアユの産卵)
 - ② 今回の水利権の許可期間は10年とする。

なお、冬場の発電施設維持のために必要な流量(1.62m³/s)は今後検証していくとともに、河川流量や取水量、放流量のデータ等の情報共有に努める。

今回の河川維持流量の放流による河川環境改善の効果の検証を行い、その結果を協議・検討することとする。

(2) 今後の進め方について（事務局）

地元市町と東京電力(株)が放流量及び許可期間について合意したことから、今後は下流への流下方策、効果の検証方法等について協議する。

(3) 質疑応答・その他

- ・許可期間を10年としたことを真摯に受け止める。(川根町)
- ・上流の町が合意ということであればそれに従う。(島田市)
- ・取水だけでなく、水源涵養のため植樹することなどを考えてほしい。(静岡市)
- ・地元が水をよこせと言うだけの運動ではなく、真摯に対応すれば企業も歩み寄る結果となった。(川根本町)

平成17年12月16日 第12回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の流下方策について（東京電力、中部電力、長島ダム）
- (2) 田代ダム河川維持流量の効果の検証方法について（事務局）
- (3) 協議会規約について（意見交換）
- (4) 質疑応答・その他

平成17年12月27日 第11回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の流下方策について（静岡河川、東京電力、中部電力、長島ダム）
田代川第二発電所の水利権期間更新に係る河川維持流量の放流に伴う中部電力ダム・長島ダムの当面の流下方策について合意した。
・水質汚濁等の課題があり、今後、水質を考えてどんな流下方策がよいか考えてほしい。
(川根本町)
- (2) 田代ダム河川維持流量の効果の検証方法について（事務局）
田代ダムからの放流に伴う河川環境改善効果の検証方法に関する基本的事項について説明
・景観に関しては地元住民も大きな関わりを持っており、そこに住んでいる人の意見もある。
(川根本町)
- (3) 協議会規約の一部改正について（事務局）
山梨県から本年限りを持って脱会したい旨の申し入れがあったため、協議会規約別表の組織の委員及び幹事から山梨県を削るための一部改正を行った。
- (4) 質疑応答・その他
田代ダム河川維持流量の流下方策及び効果の検証方法等については、基本的事項が了承されたので、今後、幹事会で協議・検討した上で18年3月に協議会に諮ることとする。

平成18年1月31日 第13回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム及び下流ダム等の放流状況について（東京電力、中部電力、長島ダム）
- (2) 田代ダム河川維持流量の流下方策について（事務局）
- (3) 田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法について（事務局・静岡河川）

- (4) 河川維持流量等の流量データの情報共有について（事務局）
- (5) 質疑応答・その他

平成 18 年 2 月 24 日 第 14 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の流下方策について（事務局）
- (2) 河川維持流量等の流量データの情報共有について（事務局）
- (3) 田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法と組織について（静岡河川・事務局）
- (4) 質疑応答・その他

平成 18 年 3 月 17 日 第 15 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法について（静岡河川）
- (2) モニタリング部会について（事務局）
- (3) 第 12 回協議会の議事について（事務局）
- (4) 質疑応答・その他

平成 18 年 3 月 30 日 第 12 回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 第 11 回協議会以降の幹事会での協議状況について（事務局）
- (2) 田代ダム河川維持流量の流下方策について（東京電力、中部電力、長島ダム）
田代川第二発電所の水利権期間更新に係る河川維持流量の放流に伴う中部電力ダム・長島ダムの流下方策について合意した。
- (3) 河川維持流量等の流量データの情報共有について（事務局）
河川維持流量等の流量データの情報共有については、2 月 24 日の第 14 回幹事会で了解されたため、2 月 27 日から田代ダム、中部電力の木賊えん堤など 5 つのダム・えん堤、長島ダムの放流量データを事務局から各幹事に情報を提供している。
- (4) 田代放流に伴う河川環境改善効果の検証方法と組織について（事務局）
田代ダム河川維持流量の流下方策及び効果の検証方法については、モニタリング調査（案）により来年度から当面 5 ヶ年程度を目途として実施していくこととし、組織については、現在の協議会を存続し、幹事会の下に新たにモニタリング部会を設置して対応していくことで合意した。（モニタリング部会運営要領を本日付けで施行）
- (5) 質疑応答・その他
・大井川全川のダムの水利権の更新に際して、調整会議を持って、早めから意見調整をいきたい。（川根本町）

平成 19 年 3 月 29 日 第 16 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の流下方策について（東京電力、中部電力、長島ダム）
- (2) モニタリング部会での活動状況について（事務局、静岡河川）
- (3) 平成 18 年度モニタリング調査について（事務局）
- (4) 河川維持流量等の流量データの情報共有について（事務局）

- (5) 質疑応答・その他

平成 20 年 3 月 25 日 第 17 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の放流状況について（東京電力、中部電力）
- (2) モニタリング部会での活動状況について（事務局）
- (3) 平成 19 年度モニタリング調査について（事務局）
- (4) 質疑応答・その他

平成 21 年 3 月 23 日 第 18 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の放流状況について（東京電力、中部電力）
- (2) モニタリング部会での活動状況について（事務局）
- (3) 平成 20 年度モニタリング調査について（事務局）
- (4) 質疑応答・その他

平成 22 年 3 月 24 日 第 19 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の放流状況について（東京電力、中部電力）
- (2) 平成 21 年度モニタリング部会での活動状況について（事務局）
- (3) 平成 21 年度モニタリング調査について（事務局）
- (4) モニタリング調査結果のとりまとめ方等について（事務局）
- (5) 質疑応答・その他

平成 23 年 12 月 9 日 第 20 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の放流状況について（東京電力、中部電力、国土交通省）
- (2) 平成 22 年度のモニタリング部会活動状況について（事務局）
- (3) 平成 22 年度モニタリング調査結果と 5 ヶ年の調査結果まとめについて（事務局）
- (4) 今後の進め方について
- (5) 質疑応答・その他

平成 24 年 2 月 22 日 第 13 回協議会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 田代ダム河川維持流量の放流状況について（東京電力、中部電力、国土交通省）
- (2) モニタリング調査結果について（事務局）
 - ・ H18～H22 の 5 年間のモニタリング調査結果について承認された。
- (3) 今後の取り組みについて
 - ・ 調査期間を延伸することによって、放流による河川環境の改善に与える効果を新たに確認することは難しいため、モニタリング調査は完了とする。
 - ・ これまでの調整の取り組みを踏まえ、大井川水利流量調整協議会は継続する。
 - ・ 今後、調整事項が生じた場合は、幹事会を開催し、検討内容や進め方を整理して対応策の調

整を行い、協議会に提案する。

(4) 質疑応答・その他

平成 25 年 3 月 18 日 第 21 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) これまでの経緯について
- (2) 田代ダム河川維持流量の放流状況について
- (3) 田代川第二発電所の水利権更新に向けた取り組み
- (4) その他情報共有事項

平成 27 年 5 月 26 日 第 22 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) これまでの経緯について
 - ・事務局より、第 13 回協議会までの経緯について説明。
- (2) 田代川第二発電所の水利権期間更新について
 - ・東京電力より、田代ダム河川維持流量の放流状況、厳寒期における発電運用の検証結果等について説明。
 - ・川根本町より、大井川の清流を守る研究協議会から東電への要望について説明。
 - ・島田土木事務所より、河川整備計画の検討に伴う大井川（県管理区間）における流域住民アンケート調査結果の概要について説明。
- (3) 今後のスケジュール
- (3) その他

【結果】

- ・ H17 の合意は、科学的な根拠に基づいた 3 年にわたる議論の結果である。
- ・ 冬場の発電施設維持に必要な流量 (1.62m³/s) については、科学的な根拠に基づく検討の余地があるため、東京電力で再検討する。
- ・ 大井川の清流を守る研究協議会から出された 3 点の要望については、流量増は冬場の発電施設維持に必要な流量について再検討することで対応し、許可期間は東京電力が要望内容について検討し、リニアについては田代の水利権と関わりがないため協議会には上げないこととする。
- ・ 冬場の発電施設維持に必要な流量を議題として、再度幹事会を行う。

平成 27 年 9 月 8 日 第 23 回幹事会

次の事項について報告、協議等を行った。

- (1) 前回幹事会の協議内容及び事務局による現地調査の結果報告
 - ・事務局より、第 22 回幹事会の協議内容、事務局による田代川第二発電所の現地調査の結果報告及びそれを踏まえた東京電力への検討要請内容について説明。
- (2) 冬場の発電施設維持に必要な流量の検証について
 - ・東京電力より、冬場の発電施設維持に必要な流量の検証に関する今後の取り組みについて説明。

<東京電力としての今後の方針>

- ・ 冬場の発電施設維持に必要な流量について、今後更なる検証を行う。
- ・ 検証期間は 10 年間として、点検等のインターバルに合わせて実施する。
- ・ その結果をもって、冬場の発電施設維持に必要な流量について協議をさせていただきたい。

(3) その他

- ・川根本町より、大井川の清流を守る研究協議会から東電への要望（7/14 開催の大井川の清流を守る研究協議会で確認された内容）について説明。
- ・事務局より、協議会への提案事項（事務局案）について説明。

【結果】

- ・第14回協議会を平成27年9月24日に開催し、水利権更新について最終確認を行う。
- ・協議会への提案事項については、幹事の意見を踏まえて事務局案を修正したうえで、協議会へ提案する。

平成27年9月24日 第14回協議会

次の事項について、報告、協議等を行った。

(1) 田代川第二発電所の水利権期間更新について

- ・許可期間については、10年間として許可申請することとする。
- ・河川維持流量については、平成17年11月の第10回協議会において合意した流量を継続することとする。ただし、冬場の発電施設維持に必要な流量については、科学的な根拠に基づく検討が更に必要であることから、次の検証を今後10年間で行うことを前提とする。
 - ① 冬場における発電機1台運転の可否の検証
 - ② 発電機の交互運転の検証（①の検証で1台運転不可となった場合に実施）
 - ③ 最低ニードルクリアランスの検証（②の検証で交互運転不可となった場合に実施）
- ・前記の更なる検証については、引き続き当協議会幹事会において進捗状況を適切に共有し、その結果は次回の期間更新の際に反映させることとする。なお、冬場の必要流量を減少できることが明らかになった場合は、期間更新の前に実施することを妨げない。

(2) 田代ダムからの維持流量放流状況（H18～H25）

- (3) 今後、リニアの水の状況をしっかり注視・確認し、その動きに応じて大井川水利流量調整協議会を開いて対応するという方針を、協議会として確認した。

平成30年11月28日 第24回幹事会

次の事項について、報告を行った。

(1) 東京電力が行っている冬場の発電施設維持に必要な流量の検討状況及び今後の進め方について

- ・①冬場における発電機1台運転の可否の検証状況
- ・冬期における発電所室内の配管表面や周囲の温度測定を実施
- ・発電機室内の空気を内部で循環することで室内温度上昇方策として有効であることを確認
- ・鉄管を電熱線ヒーター、ブルーシート等による凍結防止する対策が有効であることを確認（鉄管の温度分布を計測）
- ・今後、冬期において1台運転を試行し、鉄管等の温度分布を計測していく。
- ・検証結果を事務局に報告し、必要に応じて幹事会等の開催していくこと了承。

令和4年9月21日 第25回幹事会

次の事項について、報告を行った。

(1) 東京電力が行っている冬場の発電施設維持に必要な流量の検討結果について

- ・①冬場における発電機1台運転の可否の検証結果
- ・凍結防止策を行った際の運転実証試験により、1台停止においても、停止側機器の鉄管・ノズルは凍結に至らないことを確認
- ・過去の河川流況より、発電機2台停止となる可能性は低いと想定
- ・以上より、冬期のただし書きの運用は不要との結果となった。

＜東京電力としての今後の方針＞

- ・次回水利権更新時にただし書きの削除を行う。
- (2) 事務局より、協議会への「合意事項案」、「規約改正案」について説明。

【結果】

- ・「合意事項案」、「規約改正案」等について委員への意見照会を踏まえて事務局案を修正したうえで、第26回協議会を開催して確認し、協議会へ提案する

令和4年11月10日 第26回幹事会

次の事項について、報告を行った。

第15回協議会での議事について、第25回幹事会での意見を考慮して再検討した。

(1) 協議会規約改正(案)

- ・組織改編、役職名の変更による改正であることを説明

(2) 協議会での合意事項(案)

- ・第10回協議会で合意した河川維持流量の一部を改め、冬期のただし書きを削除することなどを説明

【結果】

- ・「合意事項案」、「規約改正案」等について異議がなかったことから、協議会へ提案する。